

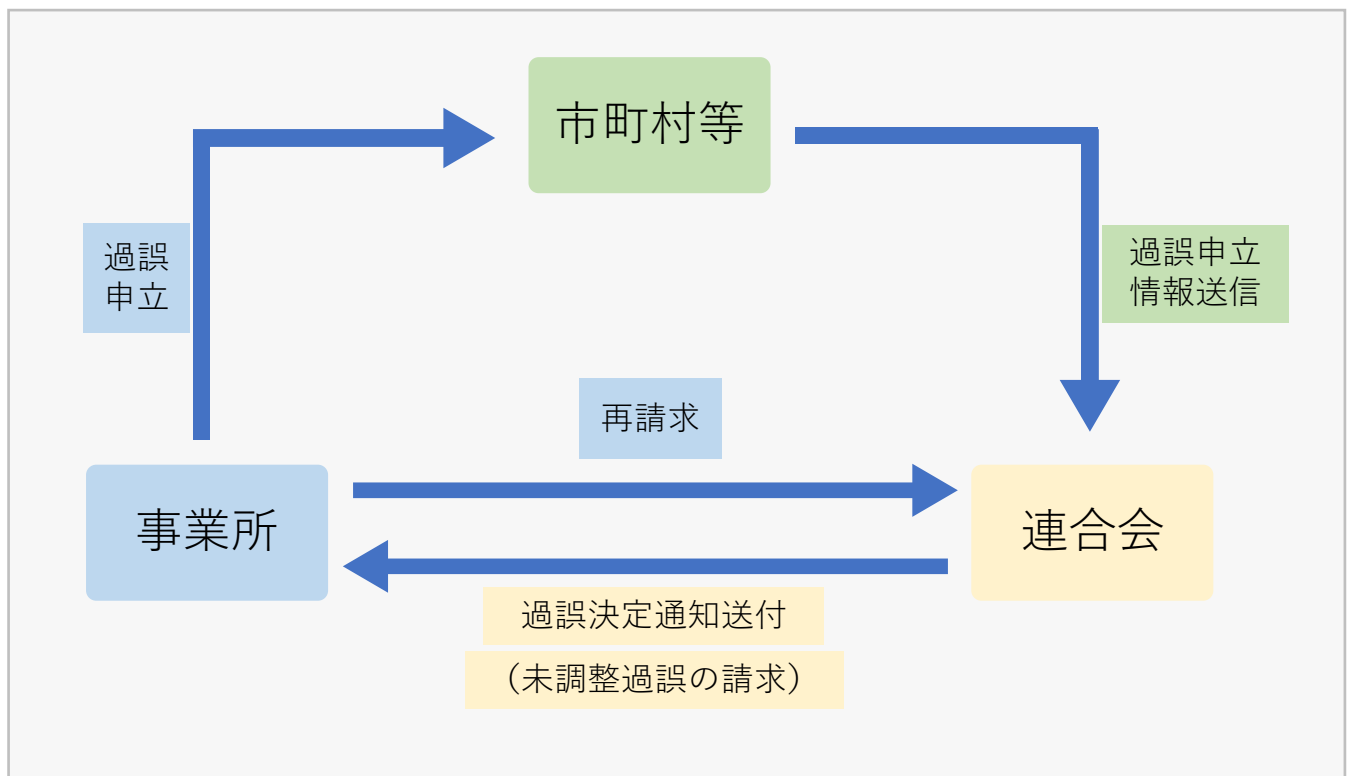
過誤処理について

過誤とは

過去に請求を行った障害福祉サービス給付費等のうち、**支払が確定したものについて、給付実績を取り下げる処理**のことを、「**過誤**」といいます*1。

過誤を行う際、事業所は市町村等に対して過誤申立を行います。

過誤をした際は、必要に応じ、正しい内容に修正し、再請求する必要があります。



よくある過誤理由

- ・ 加算の算定漏れ、誤り
- ・ 実績の日付誤り
- ・ 指定権者(県・政令市・中核市等)からの指導

*1:給付実績の取下げが行われない「台帳過誤」という処理も存在しますが、福岡県の連合会では取り扱っていません。

過誤処理について

過誤申立方法

過誤申立方法や、必要書類については、市町村ごとに異なります。

申立方法の詳細に関しては、申立先の市町村等にお問い合わせください。

提出様式に関して、連合会が用意したものを利用するように案内された場合は、このファイルと同じページに掲載している『過誤申立書様式』を利用してください。

申立事由コード

過誤申立書に記載する申立事由コードは以下の通りです。

様式番号（上2桁）

【障害福祉サービス】

- 10：介護給付費・訓練等給付費等明細書（様式第二）
- 11：訓練等給付費等明細書（様式第三）
- 12：地域相談支援給付費明細書
- 21：計画相談支援給付費請求書
- 30：特例介護給付費・特例訓練等給付費等明細書
- 50：地域生活支援事業明細書

【障害児支援】

- 41：障害児通所給付費・入所給付費等明細書
- 60：障害児相談支援給付費請求書
- 70：特例障害児通所給付費等明細書

申立理由番号（下2桁）

【共通】

- 02：請求誤りによる実績取り下げ
- 09：時効による市町村申立の取り下げ
- 11：台帳誤り修正による事業所申立の実績取り下げ
- 32：提供実績記録票誤りによる実績の取り下げ
- 33：上限の誤りによる実績取り下げ
- 99：その他の事由による実績の取り下げ

過誤処理について

過誤の種類

過誤は再請求のタイミングにより2種類に分かれます。

通常過誤

過誤処理月に再請求を行わない過誤

過誤処理月の末に連合会より送信される「過誤決定通知書」の確認後に再請求を行う場合や、取下げのみを行う（再請求がない）場合は通常過誤となります。

この処理では過誤による取下げ金額がそのまま翌月支払より差し引かれます。

同月過誤

過誤処理月と同月に再請求を行う過誤

過誤による取下げ金額と再請求金額を相殺した金額が翌月支払より差し引かれます。^{*2}

後述の未調整過誤が発生しづらい、もしくは金額が大きくなりづらい等のメリットがあります。

未調整過誤

過誤調整がある場合の事業所への支払金額は、以下の式のように、その月の決定額と過誤による取下げ額（過誤調整額）と相殺した額となります。

$$\text{支払決定額} = \text{決定額}^{\ast} - \text{過誤調整額}$$

※決定額：過誤処理月に送信した請求情報のうち、返戻とならなかった金額

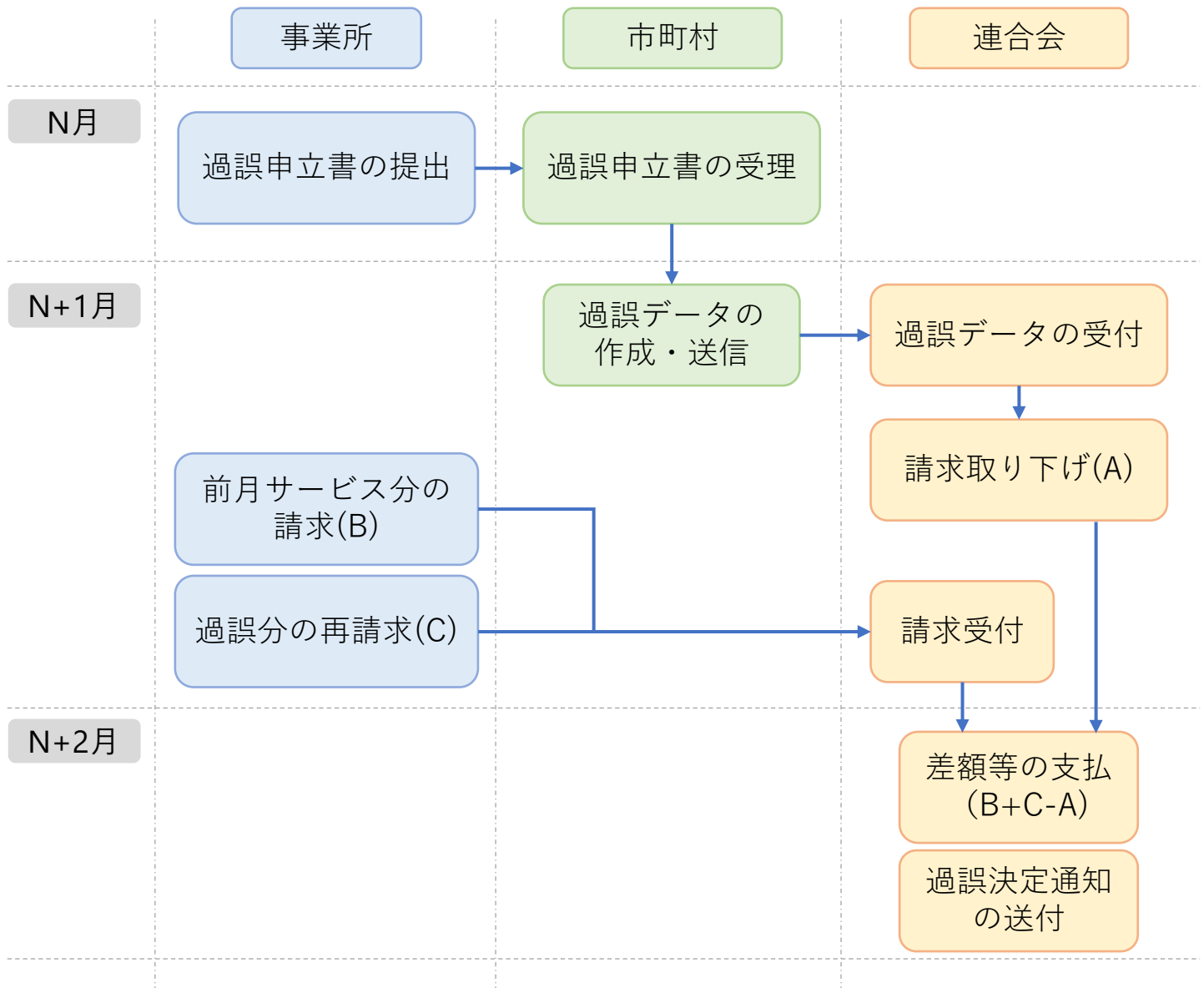
過誤調整額が決定額を上回った場合、事業所への当月支払額がマイナスとなる場合があります。これを「未調整過誤」といいます。

未調整過誤が発生した場合、その金額を事業所から連合会へ支払う必要があります。福岡県の連合会では未調整過誤が発生しないよう、同月過誤を推奨しています。

*2:再請求金額が元の金額を上回る場合、差し引きではなく加算されます。

過誤処理について

過誤のスケジュール（同月過誤）



N = 3月の場合

- ① 3月の期限までに市町村に過誤申立書を送付 (A:50,000円)
- ② 4月に3月提供分 (B:40,000円)、再請求分 (C:45,000円) を送信
- ③ 5月に決定額(B+C:85,000円) から過誤調整額 (A:50,000円) を引いた35,000円が支払われる

過誤処理について

過誤についての留意事項

- 過誤による取下げは請求明細書単位で行われます。加算のみの取下げや、2種のサービスのうち1種のみ等、**一部のみの取下げはできません。**
- 支払が確定している明細書のみ過誤できます。**返戻されている場合は過誤する必要はありません。**また、審査中の明細書を過誤することはできません。
- **上限額管理結果票は、過誤による取下げができません。**受付が完了している結果票の内容を修正したい場合は、「情報作成区分」を『修正』もしくは『取消』にして提出してください。
- **実績記録票のみの取下げはできません。**
- 未調整過誤が発生した場合、**事業所から連合会へ支払う必要があります。**
- 過誤申立書を市町村へ提出する際は、**連合会に過誤申立情報を送信する月を確実に確認**してください。また、再請求があるときは、**可能な限り過誤と同月に再請求**を行ってください。
- 未調整過誤が発生した場合、11日頃に連合会より事業所宛に連絡し、金額、支払期日等を確認します。その後、月末の審査結果確定後に請求書を送付し、期日までに振り込みを依頼します。